

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により令和3監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「県の補助金及び負担金により整備（取得）された施設、設備、備品の管理状況等について」、令和4年4月8日公告）について、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月17日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	森 田 康 文
同	和 田 恵 治
同	藤 野 良 次

令和3 監査年度 行政監査 措置状況一覧

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
知事公室 市町村振興課	<p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成されと考えられるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。 施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>間接補助に係る財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 間接補助に係る施設等補助金等についても、直接補助のものと同様に、施設等が補助目的に従って継続的に利用されることで補助目的が完全に達成されと考えられることから、間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定する必要があると考える。 間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していなかった4件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。（指摘事項）</p> <p>施設等の情報の未把握について 施設等補助金等により整備等された施設等で、交付規則第20条の処分制限財産にあたるものについては、同条の規定により、補助事業者等が財産処分をするにあたり知事の承認が必要であるので、担当課は施設等の情報について把握することが望ましい。 主に補助金等一件書類で施設等の情報を把握しているにも関わらず、同書類の保存期間が施設等の耐用年数（又は処分制限期間）より短い期間になっていた3件の施設等補助金等は、保存期間の満了後に同書類を廃棄した場合、施設等の情報の把握が困難になるので、施設等の耐用年数を考慮し、データベース又は台帳の作成等も含めて把握の方法を検討されたい。（意見事項） また、財産処分の制限に関して交付要綱等で規定しているにも関わらず、担当課が施設等の処分制限期間を実際には把握していなかった2件の施設等補助金等は、当該施設等に対する財産処分の制限に関する県の統制が十分に及ばなくなる恐れがあることから、施設等の処分制限期間を実際に把握することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について 施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。 施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定していなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>「もっと良くなる奈良県市町村応援補助金」は、令和元年度のみ実施された補助事業であり、現在において交付要綱改正は難しいが、今回の監査結果を踏まえ、今後同様の補助事業を実施する場合、施設等の適正管理等に関する規定を盛り込んだ要綱制定を行う。 【もっと良くなる奈良県市町村応援補助金】</p> <p>「もっと良くなる奈良県市町村応援補助金」は、令和元年度のみ実施された補助事業であり、現在において交付要綱改正は難しいが、今回の監査結果を踏まえ、今後同様の補助事業を実施する場合、同種の国庫補助事業等を参考にし、間接補助に係る財産処分の制限に関する規定を盛り込んだ要綱制定を行う。 【もっと良くなる奈良県市町村応援補助金】</p> <p>本補助事業で整備された施設情報を適切に把握するため、補助金等一件書類は、施設等の耐用年数を考慮した期間、保存し、必要に応じて情報が把握できる状態を保持する。 また、今後同種の補助事業を実施する場合、他の同種の補助事業を参考にし、実績報告の際、補助事業で整備された施設について台帳等の施設情報が把握できる書類の添付を求めるなど、適切な方法を盛り込んだ要綱制定を行う。 【もっと良くなる奈良県市町村応援補助金】</p> <p>当該補助事業については、補助事業完了後、事業実施状況を照会していたが、今回の監査結果を踏まえ、他の同種の補助事業を参考にし、今後も必要に応じて事業実施状況の報告を求め、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を把握していく。 【もっと良くなる奈良県市町村応援補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
消防救急課	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。 財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定すべきである。 （指摘事項）</p> <p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成されと考えられるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。 施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の未整備について 補助事業者等に対する補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけは、補助金等一般に共通するものであるが、特に施設等補助金等は、財産処分の制限と関連して、補助事業等の完了後に整備等された施設等に係る証拠書類の確認を要する場合も想定されることから、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定することが望ましい。 補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった6件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>施設等の情報の未把握について 施設等補助金等により整備等された施設等で、交付規則第20条の処分制限財産にあたるものについては、同条の規定により、補助事業者等が財産処分をするにあたり知事の承認が必要であるので、担当課は施設等の情報について把握することが望ましい。 主に補助金等一件書類で施設等の情報を把握しているにも関わらず、同書類の保存期間が施設等の耐用年数（又は処分制限期間）より短い期間になっていた3件の施設等補助金等は、保存期間の満了後に同書類を廃棄した場合、施設等の情報の把握が困難になるので、施設等の耐用年数を考慮し、データベース又は台帳の作成等も含めて把握の方法を検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和5年度の事業開始に間に合うよう、令和4年度中に「消防力強化支援事業補助金交付要綱」を施設等の処分の制限に関する内容を盛り込む形で改正する。 【消防力強化支援事業補助金】</p> <p>令和5年度の事業開始に間に合うよう、令和4年度中に「消防力強化支援事業補助金交付要綱」を施設等の適正管理に関する内容を盛り込む形で改正する。 【消防力強化支援事業補助金】</p> <p>令和5年度の事業開始に間に合うよう、令和4年度中に「消防力強化支援事業補助金交付要綱」を証拠書類の保管に関する内容を盛り込む形で改正する。 【消防力強化支援事業補助金】</p> <p>過去の補助対象物件について、エクセルを活用したデータベースを今年度中に作成する。 【消防力強化支援事業補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について 施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。 施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なると考えるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定をしていなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>効果検証の未実施について 補助金等通知で示しているとおおり、補助事業等についてPDCAサイクルをより効果的に機能させるためには、目標及び効果測定指標を設定して効果検証を実施することが望ましい。 補助事業等の内容、性質等により、目標の設定や、効果測定指標を用いて効果を評価することが困難な場合もあるが、令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定をしていなかった4件の施設等補助金等については、目標や効果測定指標の設定の可否及び効果検証の実施について検討されたい。（意見事項）</p>	<p>ポンプ車、防火水槽の利用状況について、交付先市町村から写真の提供や利用状況の報告を求めて令和4年度中に確認する。 【消防力強化支援事業補助金】</p> <p>交付先市町村から報告のあった利用状況を踏まえて、ポンプ車、防火水槽に関する目標や効果測定指標の設定について令和4年度中に検討する。 【消防力強化支援事業補助金】</p>
安全・安心まちづくり推進課	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。 財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。（指摘事項）</p> <p>間接補助に係る財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 間接補助に係る施設等補助金等についても、直接補助のものと同様に、施設等が補助目的に従って継続的に利用されることで補助目的が完全に達成されると考えられることから、間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定する必要があると考える。 間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していなかった4件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。（指摘事項）</p>	<p>本事業は令和3年度に終了したが、同様の補助事業として令和4年度から開始した「奈良県通学通園路安全確保支援事業補助金交付要綱」に施設等の処分に係る規定を定めた。 【地域防犯重点地区支援事業補助金】</p> <p>本事業は令和3年度に終了したが、同様の補助事業として令和4年度から開始した「奈良県通学通園路安全確保支援事業補助金交付要綱」に間接補助に係る財産処分の制限に係る規定を定めた。 【地域防犯重点地区支援事業補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について</p> <p>施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。</p> <p>施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なると考えるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定していなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>本事業は令和3年度に終了したが、同様の補助事業として令和4年度から開始した「奈良県通学通園路安全確保支援事業」の補助金により整備された施設等が補助事業等の完了後に継続して利活用されているかは、現地確認等の方法により、継続した把握に務める。</p> <p>【地域防犯重点地区支援事業補助金】</p>
<p>総務部</p> <p>デジタル戦略課</p>	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について</p> <p>施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。</p> <p>財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。（指摘事項）</p> <p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について</p> <p>施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成されると考えられるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。</p> <p>施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の未整備について</p> <p>補助事業者等に対する補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけは、補助金等一般に共通するものであるが、特に施設等補助金等は、財産処分の制限と関連して、補助事業等の完了後に整備等された施設等に係る証拠書類の確認を要する場合も想定されることから、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定することが望ましい。</p> <p>補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった6件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和3、4年度については本交付要綱に基づく補助事業がなく、今後、本補助事業の前提となる国庫補助金に係る交付要綱等の改正の可能性があることから、来年度以降の実施に向け、今年度中に監査結果を踏まえた改正を行う予定である。</p> <p>【奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金】</p> <p>令和3、4年度については本交付要綱に基づく補助事業がなく、今後、本補助事業の前提となる国庫補助金に係る交付要綱等の改正の可能性あることから、来年度以降の実施に向け、今年度中に監査結果を踏まえた改正を行う予定である。</p> <p>【奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金】</p> <p>令和3、4年度については本交付要綱に基づく補助事業がなく、今後、本補助事業の前提となる国庫補助金に係る交付要綱等の改正の可能性あることから、来年度以降の実施に向け、今年度中に監査結果を踏まえた改正を行う予定である。</p> <p>【奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について 施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。 施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なると考えるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定していなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>本補助事業による整備を行った地区につき、現地確認又は各携帯電話事業者が公開しているエリアマップ等により、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を把握することとした。 【奈良県携帯電話等エリア整備事業償還金助成交付金】</p>
文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課	<p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成されると考えられるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。 施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について 施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。 施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なると考えるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定していなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>効果検証の未実施について 補助金等通知で示しているとおおり、補助事業等についてPDCAサイクルをより効果的に機能させるためには、目標及び効果測定指標を設定して効果検証を実施することが望ましい。 補助事業等の内容、性質等により、目標の設定や、効果測定指標を用いて効果を評価することが困難な場合もあるが、令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定を検討していなかった4件の施設等補助金等については、目標や効果測定指標の設定の可否及び効果検証の実施について検討されたい。（意見事項）</p>	<p>施設等の適正管理等に関して、令和4年度中に、他の同様の補助金を参考にして検討を行い、その検討結果に基づき、交付要綱の改正等を適正に行う。 【文化資源活用補助金】</p> <p>令和3年度の補助案件を抽出し、令和4年4月～7月に現地調査により施設等の利活用等の状況を確認した。今後も施設等の利活用等の状況について、継続して把握するように努める。 【文化資源活用補助金】</p> <p>事業実績報告書において、平成31年度より「事業効果の継続的な測定指標」の報告を求めているが、令和4年度中に関係団体と調整を行い、同報告内容を用いた効果検証の実施方法等について検討のうえ、効果検証を実施する。 【文化資源活用補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
スポーツ振興課	<p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成されると考えられるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。 施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>間接補助に係る財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 間接補助に係る施設等補助金等についても、直接補助のものと同様に、施設等が補助目的に従って継続的に利用されることで補助目的が完全に達成されると考えられることから、間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定する必要があると考える。 間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していなかった4件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。（指摘事項）</p> <p>施設等の情報の未把握について 施設等補助金等により整備等された施設等で、交付規則第20条の処分制限財産にあたるものについては、同条の規定により、補助事業者等が財産処分をするにあたり知事の承認が必要であるので、担当課は施設等の情報について把握することが望ましい。 財産処分の制限に関して交付要綱等で規定しているにも関わらず、担当課が施設等の処分制限期間を実際には把握していなかった2件の施設等補助金等は、当該施設等に対する財産処分の制限に関する県の統制が十分に及ばなくなる恐れがあることから、施設等の処分制限期間を実際に把握することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>効果検証の未実施について 補助金等通知で示しているとおり、補助事業等についてPDCAサイクルをより効果的に機能させるためには、目標及び効果測定指標を設定して効果検証を実施することが望ましい。 補助事業等の内容、性質等により、目標の設定や、効果測定指標を用いて効果を評価することが困難な場合もあるが、令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定を検討していなかった4件の施設等補助金等については、目標や効果測定指標の設定の可否及び効果検証の実施について検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和4年4月1日付けで交付要綱を改正し、施設等の適正管理等について規定した。 【トップアスリート育成支援事業補助金】</p> <p>令和4年4月1日付けで、交付要綱を改正し、間接補助に係る財産処分の制限について規定した。 【トップアスリート育成支援事業補助金】</p> <p>令和4年4月1日付けで、補助対象団体に対し、施設等補助金により整備等された施設等においては、整備等がなされた時点で、遅滞なくその処分制限期間を含む施設等の情報について 報告を求める旨を通知した。 【トップアスリート育成支援事業補助金】</p> <p>令和4年度の補助事業から、目標及び効果検証指標を設定し、効果検証を実施することとした。 【トップアスリート育成支援事業補助金】</p>
消費・生活安全課	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。 財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定しているものの、交付要綱等で規定する財産処分の制限の範囲が、交付規則第20条の規定に準拠しておらず、交付規則で制限する範囲より狭くなっていた1件の施設等補助金等は、同条の規定に準拠するよう規定の見直しを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和4年8月1日付けで改正した交付要綱及び令和4年度の交付決定通知において、交付規則第20条の規定より財産処分の制限の範囲を狭める旨の規定・記載を削除し、同条に準拠するよう変更した。 【公衆浴場設備改善事業補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成され则认为られるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。 施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について 施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。 施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定していなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和4年8月1日付けで交付要綱に「財産の管理等」を規定し、補助事業者に適正な管理等を求める記載を追加した。 【公衆浴場設備改善事業補助金】</p> <p>令和4年度の補助事業から、補助事業者に対して、設置の翌年度から「5年間」または「要綱に規定する耐用期間が経過するまでの期間」のうち、どちらか短い方の期間、毎年度、設備の利活用の状況の報告を求めることとした。 【公衆浴場設備改善事業補助金】</p>
医療・介護保険局	<p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成され则认为られるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。 施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>監査委員の意見事項を踏まえ、本県及び他府県の同様の補助金を参考にして検討を行い、適切な要綱の見直しについて検討していきたい。 【老人福祉施設の施設整備費補助金】</p>
水循環・森林・景観環境部 環境政策課	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。 財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。（指摘事項）</p> <p>間接補助に係る財産処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 間接補助に係る施設等補助金等についても、直接補助のものと同様に、施設等が補助目的に従って継続的に利用されることで補助目的が完全に達成され则认为られることから、間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定する必要があると考える。 間接補助に係る財産処分の制限に関して交付要綱等で規定していなかった4件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。（指摘事項）</p>	<p>令和4年4月1日付けで、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金交付要綱を改正し、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を規定した。 【奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金】</p> <p>令和4年4月1日付けで、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金交付要綱を改正し、交付決定通知様式において、間接補助事業者等が間接補助に係る財産を処分する際は、事前に県の承認を得ることを補助金交付条件として定めた。 【奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の未整備について</p> <p>補助事業者等に対する補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけは、補助金等一般に共通するものであるが、特に施設等補助金等は、財産処分の制限と関連して、補助事業等の完了後に整備等された施設等に係る証拠書類の確認を要する場合も想定されることから、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定することが望ましい。</p> <p>補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった6件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和4年4月1日付けで、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金交付要綱を改正し、補助事業の完了後の補助金の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して規定した。</p> <p>【奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金】</p>
廃棄物対策課	<p>証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の未整備について</p> <p>補助事業者等に対する補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけは、補助金等一般に共通するものであるが、特に施設等補助金等は、財産処分の制限と関連して、補助事業等の完了後に整備等された施設等に係る証拠書類の確認を要する場合も想定されることから、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定することが望ましい。</p> <p>補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった6件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>今回の意見事項を受けて、令和4年8月1日付けで、「奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金交付要綱」を改正し、補助事業者に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱で規定した。</p> <p>【奈良県産業廃棄物排出抑制等設備導入支援事業補助金】</p>
景観・自然環境課	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について</p> <p>施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。</p> <p>財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定するべきである。（指摘事項）</p> <p>証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の未整備について</p> <p>補助事業者等に対する補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけは、補助金等一般に共通するものであるが、特に施設等補助金等は、財産処分の制限と関連して、補助事業等の完了後に整備等された施設等に係る証拠書類の確認を要する場合も想定されることから、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定することが望ましい。</p> <p>補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった6件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和4年5月10日付けで、奈良県屋外広告物修景事業補助金交付要綱を改正し、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を規定した。</p> <p>【奈良県屋外広告物修景事業補助金】</p> <p>当該補助事業の性質上、どの時点で事業完了とするのか。また、その完了から何年間保存させるのが適切であるのか、本県の他補助事業を参考にしながら、令和5年度の事業開始時には奈良県屋外広告物修景事業補助金交付要綱を改正する。</p> <p>【奈良県屋外広告物修景事業補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>施設等の情報の未把握について 施設等補助金等により整備等された施設等で、交付規則第20条の処分制限財産にあたるものについては、同条の規定により、補助事業者等が財産処分をするにあたり知事の承認が必要であるので、担当課は施設等の情報について把握することが望ましい。</p> <p>主に補助金等一件書類で施設等の情報を把握しているにも関わらず、同書類の保存期間が施設等の耐用年数（又は処分制限期間）より短い期間になっていた3件の施設等補助金等は、保存期間の満了後に同書類を廃棄した場合、施設等の情報の把握が困難になるので、施設等の耐用年数を考慮し、データベース又は台帳の作成等も含めて把握の方法を検討されたい。（意見事項）</p> <p>補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について 施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。</p> <p>施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定していなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>令和4年3月にこれまでの当該屋外広告物全ての情報について、エクセルを使用し台帳の作成を行った。 【奈良県屋外広告物修景事業補助金】</p> <p>令和4年9月から当該屋外広告物の掲出許可および継続許可事業を行っている市町へ情報提供を依頼し、また、毎月実施している景観パトロールの調査対象に当該屋外広告物を組み入れ、掲出状況を把握している。 【奈良県屋外広告物修景事業補助金】</p>
<p>観光局</p> <p>ならの観光力向上課</p>	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。</p> <p>財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定しているが、交付要綱等で規定する処分制限期間が、実際に整備等した施設等の耐用年数より短い期間となっていた1件の施設等補助金等は、施設等の耐用年数に応じた処分制限期間とするよう規定の見直しを検討されたい。（意見事項）</p> <p>補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況の未把握について 施設等補助金等については、当該補助金等により整備等された施設等が、補助事業等の完了後に継続して利活用等されることで、補助目的の完全な達成を図るものであるから、担当課は、補助事業者等から報告を徴取する等して、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握することが望ましい。</p> <p>施設等の内容、性質等により、把握に適した方法及び把握すべき情報は異なるが、補助事業等の完了後の施設等の利活用等の状況を継続して把握していなかった（又は継続して把握することは具体的に予定していなかった）8件の施設等補助金等は、施設等の利活用等の状況について、把握に適した方法により、実際に継続して把握することを検討されたい。（意見事項）</p>	<p>本補助金は令和元年度に終了したが、令和4年度に創設した補助金では、施設等の耐用年数に応じた処分制限期間とするよう交付要綱に規定を整備した。 【奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金】</p> <p>これまでに補助を実施した施設等の中から調査対象を抽出のうえ、令和4年度中に、補助事業者に対し、現地訪問または電話による聴取等により、施設等の利活用等の状況を調査する。</p> <p>また、今後も施設等の利活用等の状況について、継続して把握するよう努める。 【奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>効果検証の未実施について 補助金等通知で示しているとおり、補助事業等についてP D C Aサイクルをより効果的に機能させるためには、目標及び効果測定指標を設定して効果検証を実施することが望ましい。 補助事業等の内容、性質等により、目標の設定や、効果測定指標を用いて効果を評価することが困難な場合もあるが、令和2年度に効果検証を実施しておらず、今後実施することについても具体的に予定をしていなかった4件の施設等補助金等については、目標や効果測定指標の設定の可否及び効果検証の実施について検討されたい。(意見事項)</p>	<p>令和5年度以降の補助金において、申請者から提出される事業計画書に記載させる事業目標及び効果測定指標の内容等について、他の補助事業の事例等を参考にする等の検討を行ったうえで、適切に効果検証を実施する。 【奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金】</p>
<p>食と農の振興部</p> <p>農業水産振興課</p>	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。 財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定すべきである。(指摘事項)</p> <p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用されることにより、補助目的が完全に達成されると考えられるため、施設等の適正管理等について、交付要綱等で規定することが望ましい。 施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。(意見事項)</p>	<p>高級大和茶生産販売促進事業は、令和元年度に終了しているため補助金交付要綱の改正等の措置は行わなかったが、今後類似の補助事業を実施する際には、奈良県補助金等交付規則第20条(財産の処分の制限)を踏まえて、補助金交付要綱を作成する。 【高級大和茶生産販売促進事業補助金】</p> <p>高級大和茶生産販売促進事業は、令和元年度に終了しているため補助金交付要綱の改正等の措置は行わなかったが、今後類似の補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第11条を踏まえて、補助金交付要綱を作成する。 【高級大和茶生産販売促進事業補助金】</p>
<p>畜産課</p>	<p>施設等の処分の制限に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等は、施設等の整備等を補助の対象とするものであるから、交付規則第20条の規定及び補助金等通知の2で示されているとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間について、交付要綱等で規定しなければならない。 財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を交付要綱等で規定していなかった7件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定すべきである。(指摘事項)</p> <p>施設等の適正管理等に関する交付要綱等の規定の未整備について 施設等補助金等については、施設等が適正に管理され、補助目的に従って継続的に利活用等されることにより、補助目的が完全に達成されると考えられるため、施設等の適正管理等に関して、交付要綱等で規定することが望ましい。 施設等の適正管理等に関して交付要綱等で規定していなかった9件の施設等補助金等は、交付要綱等で規定することを検討されたい。(意見事項)</p>	<p>公益財団法人奈良県食肉公社会計規程(以下「会計規程」という。)において、「耐用年数1年以上、かつ、一基又は一組の取得価格が10万円以上の資産」を固定資産として、管理に万全を期するよう定めがあり、「減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定めるところによる。」とする定めがあることも踏まえ、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を定めるよう交付要綱の一部改正を進める。 【奈良県食肉公社運営事業補助金】</p> <p>上記のとおり、財産処分の制限の対象とする財産及び処分制限期間を定めるための交付要綱の一部改正を行った場合は、公益財団法人奈良県食肉公社が補助金により取得した資産である旨表示させるようにし、将来的には固定資産台帳において一元的に管理できるように改めさせたい。交付要綱の改正等については、この運用の成否を見定めたうえで改めて検討したい。 【奈良県食肉公社運営事業補助金】</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>証拠書類の保管に係る交付要綱等の規定の未整備について</p> <p>補助事業者等に対する補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけは、補助金等一般に共通するものであるが、特に施設等補助金等は、財産処分制限と関連して、補助事業等の完了後に整備等された施設等に係る証拠書類の確認を要する場合も想定されることから、補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して、交付要綱等で規定することが望ましい。</p> <p>補助事業者等に対する補助事業等の完了後の補助金等の交付に関する証拠書類の保管の義務づけに関して交付要綱等で規定していなかった6件の施設等補助金は、交付要綱等で規定することを検討されたい。（意見事項）</p> <p>実績報告書の審査に係る現地調査の内容及び結果の書面での未記録について</p> <p>補助金等の実績報告書の審査にあつては、交付規則第13条の規定及び補助金等通知に従って実施しなければならず、特に施設等補助金等の実績報告書の審査にあつては、施設等の納品書等の支出証拠書類の突合又は現地調査の実施により、施設等が適正に整備等されているかを確認することが必要である。そして、補助金等通知では「現地調査を行った場合は、調査の内容及び結果について、書面で記録すること」とされていることから、現地調査を実施して、施設等の支出証拠書類の突合又は施設等の現物を調査した場合は、その内容及び結果について書面で記録する必要がある。</p> <p>担当課の職員が補助事業者等の事務所に出向いて実績報告書の審査を行っていたが、施設等の支出証拠書類の突合又は施設等の現物を調査したのか、調査報告書に記録していなかった1件の施設等補助金等は、適切に記録するよう検討されたい。（意見事項）</p>	<p>会計規程において、帳簿書類の保存、処分に係る規定があり、会計帳簿及び会計伝票は10年、証憑書類も同じく10年、その他の書類は5年保存とされており、さらに「帳簿書類を焼却その他の処分に付するときは、事前に会計責任者の指示又は決裁を受けるもの」と定められていることを踏まえ、今後、交付要綱の一部改正の検討を行う。</p> <p>【奈良県食肉公社運営事業補助金】</p> <p>実績報告書の審査に係るチェックリストを作成し、審査を定型化して適切に記録を残すよう検討する。</p> <p>【奈良県食肉公社運営事業補助金】</p>